

相監第22号の2
令和6年11月27日

相良村議会議長 永田 博人 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光
(公印省略)
相良村監査委員 小 善 満 子
(公印省略)

定期監査結果報告書の提出について

このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の基準

相良村監査委員監査基準（令和2年相良村監査告示第3号）

2. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3. 監査の対象

令和6年4月1日から令和6年10月末日までの一般会計並びに特別会計の予算執行状況、事業執行状況、令和5年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

4. 監査の着眼点

相良村監査委員監査基準に従い、財務に関する事務の執行及び事業に係る事務の管理について、法令等に適合し適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に組織及び運営がなされているかを主眼とした。

5. 監査の実施内容

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び日程

実施場所 相良村役場 議員控室

実施期間 令和6年11月18日から11月21日まで（4日間）

7. 監査の結果

全般的に行政の流れは順調に行われているように感じた。各課において、執務遂行に努力されていることを資料と各課長の説明を受け感じた。各課、局ともに事務処理において概ね良好に予算の執行がなされていた。

また、令和5年度の繰越事業及び事故繰越事業についても、概ね良好に執行されていた。指摘事項については、下記のとおり。

指摘事項

(1) 総務課

- ①人口減少の取組みの中で、子育て世帯、中堅所得者向けの公営住宅の建設計画がなされ、令和6年度に造成の設計に入り、令和7年度に建築工事に着工する計画との説明を受けた。その計画に沿って着実に実行されたい。
- ②昭和26年建築の深水団地に3世帯入居されているが、危険性が高い団地から転居してもらうための支援施策を検討していただきたい。
- ③令和6年度の主要事業の中で、豪雨災害に備え避難地を整備することになり、当初の計画からは遅れているが、避難路の道路改良工事も含め、建築工事の実施により整備がなされることは、住民にとって住みやすい相良村に資することであるので、早期完了を図っていただきたい。

(2) 税務課

- ①村税の収納状況については、昨年の収納率に比べ、今年度は9月末時点で、村民税6.1%減、内訳として個人7.0%減となっている。未納者に対し、催告通知、電話催告後の隣戸訪問による徴収に努めていただきたい。

(3) 保健福祉課

- ①高齢者人口が増える中、後期高齢者の医療、健康診査の実施に被保険者への周知徹底と、受診率の向上に努力していることは理解できた。今後の対策として熊本県後期高齢者医療広域連合と連携し、重症化予防のための訪問に力を入れていただきたい。

(4) 企画商工課

- ①温泉施設茶湯里については、施設の老朽化に伴う維持管理の増加対策として、全体的な施設の点検を行い、全面的な改修を計画的に対処していただきたい。

(5) 建設課

- ①簡易水道、農業集落排水については、公営企業法の適用に伴い、条例改正、システムの導入実施となり、担当職員も責任の重さが広がってきたと思われる。順調な滑り出しで来年度に移行していただきたい。

②簡易水道、農業集落排水使用料の徴収については、綿密な徴収計画を立てられたので、その計画に沿って実施していただきたい。

(6) 教育委員会

①主要事業として、数年前から小・中学校のトイレを和式から洋式へと改修が進められてきたが、体育館、多目的室横のトイレ、職員用トイレを除き完了した。児童、生徒の衛生環境を改善されたことは望ましいことである。今後の改修箇所については、来年度に一度に予算化できないか検討されたい。

②要保護及び準要保護児童、生徒への就学援助費等の現金支給を口座振込みにできないか検討されたい。

③主要事業の今後の課題として、生涯学習センターの維持管理について、廃止も含め、施設の見直し等に運営委員会を設置するようになっているが、未設置とのことであるので早急に設置されたい。

(7) 会計室

①従来の会計窓口出納業務等は会計室職員 2 人体制であったが、9 月から会計管理者と会計室職員 1 人となり、必要に応じて税務課職員が兼務し対応している。窓口業務は公金を扱う重要業務であり、安心して業務を行えるような体制を考慮されたい。